

中学校教員のみなさんへ

令和5年度から、
休日の中学校の部活動に代わる、
新しいスポーツ・文化活動環境の整備を進めます。

◆現在の部活動の仕組みは限界！

- これまで続いてきた少子化の影響で、多くの学校で生徒数が減少しており、『単独校でチームが組めない』、『そもそもやりたい部活が設置されていない』、『専門の指導ができる顧問がない場合が多い』といったケースが増えています。
- 新潟県では今後も少子化が続き、15年後の15歳年齢は、現在の約2/3にまで減少することが予想されています。
- 今後、これまでの部活動の仕組みを継続したとしても、生徒が望むスポーツ・文化活動環境を提供することは、ますます困難となることが予想されることから、部活動に代わる、新しいスポーツ・文化環境を整備していく必要があります。

◆部活動に代わる、新しいスポーツ・文化環境とは？

- 「全国大会を目指したい」、「友達と楽しく活動したい」、「土日は勉強の時間にしたくない」「週末だけでも気持ちよく体を動かしたい」等、生徒の様々なニーズに応えるため、競技団体や文化団体、民間のチーム、地域のクラブチーム及び道場や楽団、芸術教室などが連携、協力しながら、その地域にとって望ましいスポーツ・文化環境を整備し、生徒がニーズに応じて活動を選択できるようにする必要があります。
- また現在、教育委員会を中心として、活動したい生徒すべてが参加可能な、競技力等の向上のみを目的としない活動機会を確保する「地域スポーツ・文化クラブ活動」の仕組みを作るための準備を進めています。

◆休日に地域で行われる活動での指導を希望する先生方は？

- 休日の「地域スポーツ・文化クラブ活動」の指導を希望する教員は、サービスを監督する教育委員会の兼職兼業の許可を得た上で、当該活動の運営を行う団体の業務に従事することが可能です。（許可要件等については次頁Q&A参照）
- 兼職兼業の対象は、教育委員会が関与する「地域スポーツ・文化クラブ活動」の指導に限られます。民間のチーム、クラブチームの指導は兼職兼業の対象外です。
- 休日の「地域スポーツ・文化クラブ活動」の指導を希望しない教員が指導を行うことは決してあってはなりません。

➡ Q&Aは次頁をご覧ください。

Q&A

Q. 令和5年4月から、部活動はなくなるのですか？

A. なくなりません。

令和5年度から令和7年度までの3年間で、休日の部活動の実施回数を段階的に減らし、新しいスポーツ・文化活動環境への移行を進めていきます。

多くの市町村では、令和5年度当初は、一部の競技等において、月に何日かの休日に「部活動」を行わないこととし、希望者はそれぞれの地域で提供される、地域の活動のいずれかに参加することにしています。実施する競技等の数や、実施回数は、徐々に増やしていきます。

※県内には、平日の活動も同時に移行する地域や、令和5年度から原則休日の部活動を行わない地域、また令和5年度を準備期間と位置付け、令和6年度から移行を開始する地域などもあります。

Q. 休日の活動の指導を希望する場合、どのような手続きが必要になりますか？

A. 「兼職兼業」の手続きを経て、活動を運営する団体の業務に従事することが可能となります。希望する場合は、サービスを監督する教育委員会へ申請します。

従事する地域は、居住地、勤務地、それ以外の地域のいずれも可能です。なお、「兼職兼業」の対象となる、教育委員会が関与する「地域スポーツ・文化クラブ活動」については、来年度の市町村別の実施状況を取りまとめ、本年度中に全県版のリストを配付予定です。

リストには、活動の目的や場所及び回数、報酬等の勤務条件、募集人数、応募先等について示すことにしています。

指導者の任用は運営団体が行うため、兼職兼業が許可されても希望する活動の指導ができない場合があります。

Q. 兼職兼業が許可される要件はありますか？

A. 文部科学省通知では、当該教員の健康管理のため、いわゆる時間外労働と休日労働の合計時間が単月100時間未満、複数月平均80時間以内とならないことが見込まれる場合には兼職兼業の許可を出さないことが適当であるとしています。

サービスを監督する教育委員会は、当該教員の勤務状況と、運営団体から提出される勤務実績とを参照し、許可の判断を行います。

Q. 「地域スポーツ・文化クラブ」等の、大会への参加はどうなりますか？

A. 日本中体連及び新潟県中体連は、令和5年度より、学校を単位としない、地域のチームも中体連大会に出場できるように、大会参加規程を改訂しました。一方で、競技等によってその条件が異なっていることから、日本中体連ホームページ等から確認が必要です。

Q. その他、注意しておくことはありますか？

A. 休日の「地域スポーツ・文化クラブ活動」の指導を希望しない教員に対し、学校の管理職や周囲の教員、保護者等による黙示的な圧力により無理に兼職兼業を希望させることは決してあってはいけません。

「地域スポーツ・文化クラブ活動」の指導を行う場合、教諭としての給与の他に、運営団体から報酬を得ることになるので、その金額によっては確定申告が必要な場合が出てきます。兼職兼業が認められない活動の指導を行い、報酬を得た場合には「副業」として取り扱われ、地方公務員法に違反すると判断される場合があります。

地域スポーツ・文化クラブ活動の実施に際しては地域指導者として、運営団体が行う研修を受講する必要があります。